

産業振興に関する連携協定書

福井市（以下「甲」という。）と株式会社福井銀行（以下「乙」という。）は、次のとおり、「まち・ひと・しごと」の創生と地域経済の持続的好循環の確立に向け、産業振興に関して連携し、協力して取り組むための協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、産業振興の分野において、相互の人的・知的資源の活用を図り、協働して事業を展開することにより、「まち・ひと・しごと」の創生と地域経済の持続的好循環の確立に向けた取組を戦略的に推し進めることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達するため、次の事項について連携し協力して取り組む。なお、各号に関する具体的な内容については、別途協議の上定める。

- (1) 創業、新事業創出、販路開拓の支援に関する事
- (2) 企業立地の推進に関する事
- (3) 中心市街地の振興に関する事
- (4) その他地域産業の振興に関する事

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から2年間を経過した年度末とする。ただし、本協定の有効期間満了の日から2か月前までに、甲乙のいずれから異議の申し入れがないときには、さらに2年間更新するものとし、その後も同様とする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づき提供された秘密である旨の表示がなされた情報（以下「秘密情報」という。）を極秘に保ち、第三者に開示してはならず、第1条の目的にのみ使用することとし、他の目的には使用しない。ただし、以下の各号に該当する秘密情報はこの限りではない。

- (1) 相手方から情報が開示されたときに既に公知となっていたもの、又は相手方による情報の開示後自らの故意若しくは過失によらずして公知となったもの
- (2) 相手方から情報が開示されたときに既に保有していたもの、又は相手方による情報の開示後、当該情報を開示する正当な権限を有する第三者から受領したもの
- (3) 相手方からの情報の開示後に、相手方から受領した情報によることなく独立して開発したもの
- (4) 法令による情報の開示を求められたもの

(5) 法令上守秘義務を負う者（官公庁、日本銀行及び証券取引所の役職員、弁護士及び公認会計士等）に情報の開示を求められたもの

2 甲及び乙は、本協定に基づく事業内容について極秘に保つものとし、相手方の事前承諾のない限り第三者に開示してはならない。

3 甲及び乙は、本協定が第3条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前2項による秘密保持の義務を負う。

（協議）

第5条 本協定の解釈に疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、甲乙協議の上、これを決定する。

以上のとおり、本協定を締結したことを証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ署名捺印の上、おのおの1通を保有する。

平成27年 6月24日

甲 福井県福井市大手3丁目10番1号

福井市長

東村新一



乙 福井県福井市順化1丁目1番1号
株式会社福井銀行

代表執行役頭取

林正博

